

被留置者の診療に係る医療機関の選定について

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																										
<p>1 警察においては、逮捕された被留置者の健康を保持するため、負傷や疾病の際、適切な医療上の措置を講ずるとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第199条・201条）。</p> <p>2 被留置者の診療は、通常、警察本部及び各警察署の警察医が行い、当該警察医による診療が困難な場合は、各署等の判断で医療機関を選定している。 警察医は、被留置者の診療を行うため警察本部長が委嘱する医師で、大阪府では1警察署につき原則2人、計129人（平成25年8月21日現在）委嘱している。</p> <p>3 当該診療は、公費で医療費を支払っている。（警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律）</p> <p>4 被留置者に対する診療は、医療機関が自由に算定して医療費を請求できる、いわゆる自由診療により行われている（国民健康保険法第59条、健康保険法第118条等）。</p> <p>5 保険診療の場合は診療点数1点当たりの単価は10円と定められているが、自由診療の場合は特段の定めがないため、1点当たり10円の単価で算定している医療機関のほか、15円、20円等の単価で算定した医療費を請求する医療機関も存在している。</p>	<p>1 府警察では、医療費の支払に当たっては、診療内容と請求書をチェックするものの、診療単価や明細の情報は把握していなかった。</p> <p>2 このため、平成24年度の診療単価別の医療費支払額を集計したところ、医療費の総費用約243百万円のうち約128百万円（52.6%）を10円以外の単価で支払っていた。</p> <table border="1" data-bbox="1071 625 1902 1052"> <thead> <tr> <th>診療単価</th> <th>機関数</th> <th>金額（円）</th> <th>医療費割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,268</td> <td>243,104,469</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>うち1点10円</td> <td>1,096</td> <td>115,205,030</td> <td>47.4%</td> </tr> <tr> <td>うち1点10円以外</td> <td>172</td> <td>127,899,439</td> <td>52.6%</td> </tr> <tr> <td>    12円</td> <td>8</td> <td>2,714,103</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>    13円</td> <td>1</td> <td>6,427</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>    15円</td> <td>146</td> <td>121,813,889</td> <td>50.1%</td> </tr> <tr> <td>    20円</td> <td>6</td> <td>1,369,820</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>    定額自由診療</td> <td>11</td> <td>1,995,200</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）警察医を含む。</p> <p>（参考） 診療単価をすべて10円と仮定して試算（定額自由診療分を除く）し、経費比較を行った結果、平成24年度1年間で約42百万円の差がある。  <table border="1" data-bbox="1071 1289 1902 1402"> <tr> <td>現状（平成24年度）</td> <td>243,104,469円</td> </tr> <tr> <td>診療単価10円と仮定した試算結果</td> <td>201,361,096円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>41,743,373円</td> </tr> </table> </p>	診療単価	機関数	金額（円）	医療費割合		1,268	243,104,469	100.0%	うち1点10円	1,096	115,205,030	47.4%	うち1点10円以外	172	127,899,439	52.6%	12円	8	2,714,103	1.1%	13円	1	6,427	0.0%	15円	146	121,813,889	50.1%	20円	6	1,369,820	0.6%	定額自由診療	11	1,995,200	0.8%	現状（平成24年度）	243,104,469円	診療単価10円と仮定した試算結果	201,361,096円	差額	41,743,373円	<p>警察医の委嘱時や各署等の判断で警察医以外の医療機関を選定する際に、診療単価について考慮されておらず、経済性についての観点不足している。</p>
診療単価	機関数	金額（円）	医療費割合																																									
	1,268	243,104,469	100.0%																																									
うち1点10円	1,096	115,205,030	47.4%																																									
うち1点10円以外	172	127,899,439	52.6%																																									
12円	8	2,714,103	1.1%																																									
13円	1	6,427	0.0%																																									
15円	146	121,813,889	50.1%																																									
20円	6	1,369,820	0.6%																																									
定額自由診療	11	1,995,200	0.8%																																									
現状（平成24年度）	243,104,469円																																											
診療単価10円と仮定した試算結果	201,361,096円																																											
差額	41,743,373円																																											
部局の見解																																												
<p>○ 被留置者の診療については、自傷・他害行為、逃走等の防止、人権や他の受診者である府民への十分な配慮、駐車場や待機場所の確保等、通常の診療とは大きく条件が異なり、各種事故の絶無を最優先として適切な医療機関を選定している。</p> <p>○ 平成24年度は上表のとおり、医療機関の選定については、86.4%の医療機関において診療単価が一番安価（10円）となっていることから、結果として必ずしも経済的でないとは言えない。</p>																																												

### 委員意見

警察医の委嘱及び医療機関の選定に当たっては、警察医確保の困難性や被留置者の診療という特殊性は一定理解できるものの、公費で支出している以上、経済性にも配慮されたい。

(1) 警察医の委嘱に当たっては、可能な限り診療単価を考慮・調整されたい。

(2) 警察医以外の医療機関の診療については、診療単価を明記した医療機関のリストを作成し、可能な限り診療単価が10円の医療機関から選定するよう努めるとともに、診療単価が10円を超える医療機関で受診する場合は、その理由を記録にとどめることを検討されたい。

### 措置の内容

○ 警察医会に対し、被留置者の医療費の現状と今回の監査結果を説明し、診療単価の考慮・調整の検討について依頼した。

○ 警察医以外の医療機関の選定は、各種事故の絶無を最優先としていることが、これまで利用実績のある医療機関の診療単価を明記したリストを配付し、経済性にも配慮した医療機関の選定を行うよう関係所属に通知した。また、警察医以外の医療機関で診療を行う場合は、その選定理由についても記録を行うよう規程を改正した。